

一時預かり事業利用料負担軽減のご案内

筑西市では、令和6年4月1日より低所得者世帯等のお子さんの一時預かりの利用料の一部を減免いたします。減免要件等は下記対象要件をご確認ください。該当世帯には、減免パスポートを郵送しますので、市役所（こども課）窓口で必要書類を持参のうえ、ご申請ください。

※減免パスポートの発行申請は利用日に応じて、最大年2回発行申請が必要となります。

※一時預かり事業の利用の詳細につきましては、『筑西市一時預かり事業のご案内』をご覧ください。

※対象施設一覧は裏面をご確認ください。一時預かり事業『一時預かり事業実施施設一覧』とは、対象施設が異なりますので、ご注意ください。

◎令和6年度に限り、令和6年4月から8月に筑西市の一時預かり事業（対象施設）を利用した世帯には、筑西市役所こども課より通知を送付いたしますので、対象となる場合には、通知に従って、手続きをしてください。

筑西市一時預かり事業減免対象要件

◎ 下記世帯に該当する場合は、提出書類いずれかをこども課へ提出してください。

こども課にて減免パスポートの発行申請後、減免パスポートを自宅へ郵送いたします！

	減免対象世帯	減免上限額	こども課への提出書類
ア	生活保護世帯		利用料は無料の為、申請不要
イ	非課税世帯	2,400円/1日	非課税証明書（同一世帯全員分）※1※2
ウ	同一世帯の市町村民税所得割合算額の合計が77,101円未満の世帯	2,100円/1日	課税証明書（同一世帯全員分）※1※2※3
エ	その他市長が必要と認めた世帯	1,500円/1日	市長が求める書類

※1【前期分減免パスポート】利用日が当該年度の4月～8月の場合⇒

令和5年度課税（非課税）証明書（令和4年中の所得）

【後期分減免パスポート】利用日が当該年度の9月～翌年3月の場合⇒

令和6年度課税（非課税）証明書（令和5年中の所得）

※2 当該年度の1月1日時点で筑西市に住民票がない世帯で、該当となる場合には、前住所地で所得証明書または非課税証明書を取っていただく必要があります。

※3 所得割は、税額控除前所得割額が対象です。【税額控除（住宅借入金等特別控除・寄附金控除等）の適用は受けられません。】

一時預かり事業のご案内はこちらから⇒
『筑西市一時預かり事業のご案内チラシ』
『筑西市一時預かり事業実施施設一覧』



★問い合わせ★

筑西市役所こども部こども課 保育係

住所：筑西市丙 360 番地

TEL : 0296-24-2104

令和6年度対象施設一覧

R6.4.1 現在

	施設名	電話番号	住所	食事代	おやつ代	利用料
1	(認) せきじょう	37-3320	黒子216-7	200円	50円/日	200円 /時間 (減免対象)
2	(認) たけのこ保育園	52-7788	吉田653-1	300円	100円/回	
3	(認) ときわの杜	57-1515	横塚795	300円	100円/回	
4	(認) 協和なかよし園	57-5588	門井1975-4	250円 (未満児) 午前分 おやつ代含む	100円 午後の おやつ代	
5	(認) いずみ保育園	24-5720	羽方186-1	250円 (未満児) 午前分 おやつ代含む	100円 午後の おやつ代	
6	(認) なかだて	24-3333	中館456-2	300円	100円/日	
7	(認) たちはな保育園	22-6294	五所宮384-2	250円	100円/回	
8	(認) 川島こども園	28-5000	小川1845	300円		
9	(認) 川島保育園	28-0419	女方46-2	200円	50円/回	
10	(認) しろはと保育園	24-1308	西方1644-7	300円		
11	(認) 石田保育園	24-3525	西石田1186	300円	100円/日	
12	(認) はぐろ保育園	24-9131	岡芹2086	200円		
13	(認) 下館聖母	22-3565	甲301-4	250円	50円/回	
14	(認) 筑子保育園	24-0252	下中山589-1	200円	おやつ・飲み物 は各自持参	
15	まつばら保育園	52-0270	松原152-1	300円	100円/日	

実費負担

(注意) ※1日預ける場合には、3歳未満児は午前・午後と2回おやつがあります。3歳以上児は午後1回のおやつがあります。各施設によって、持ち込みが可能な施設もございますので、食事代・おやつ代につきましての詳細は、各施設へご相談ください。
また、利用時間によっては、一部利用料が発生する可能性があります。

筑西市一時預かり事業減免パスポート利用申請の流れ

